

《鳴門市農業委員会 2月総会 議事録》

開催日時 令和8年2月26日(木) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1番	栗田	和美	2番	石園	順市	3番	稲木	伸顕
	4番	井上	富夫	6番	小川	佳	7番	海山	貞佳
	8番	川添	誠司	9番	小林	幸男	10番	里見	廣治
	12番	高田	吉敏	13番	竹村	昇	14番	中井	弘
	15番	西川	公昭	16番	西川	美鈴	18番	林	博子
	19番	藤江	厚子	20番	向	栄治			

欠席委員	5番	大西	善郎	11番	杉本	英昭	17番	濱堀	秀規
------	----	----	----	-----	----	----	-----	----	----

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
----------------------------	----

報 告

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 7件 |
| ② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) | 5件 |
| ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農地中間管理事業) | 2件 |
| ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約) | 1件 |
| ⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) | 1件 |
| ⑥ 使用貸借解約について | 1件 |
| ⑦ 農地改良届について | 1件 |
| ⑧ 非農地証明願について | 1件 |

事務局長 定刻が参りましたので、ただいまから令和8年2月の農業委員会を始めさせていただきます。本日は大西会長が欠席されておりますので、林副会長よりご挨拶をお願いいたします。

林副会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

 また、本日の議長につきましては、会議規則第5条の規定によりまして、「会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する」こととなっておりますので、引き続き林副会長をお願いいたします。

林副会長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。

 13番 竹村委員、14番 中井委員をお願いいたします。

 それでは、これより議案に基づき議事を進行して参ります。

 『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局次長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 3件>

 ・申請番号1～3について申請内容説明

林副会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんから、ご意見をお願いいたします。

高田委員 12番。ご説明申し上げます。

 譲受人は里浦町で甘藷と大根を5ヘクタールほど栽培している認定農業者の法人です。

 申請地は国有財産の一般競争入札物件となっていました。自身の耕作地に隣接していることから入札を行ったところ、譲受人が落札となりましたので、本申請に至りました。取得後は甘藷を栽培する計画です。

 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

 ご審議のほど、よろしくお願いします。

林副会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

 申請番号1番について採決いたします。

 許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林副会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

 次に、申請番号2番について、この案件を担当してくれた委員さんから、ご意見をお願いいたします。

川添委員 8番。譲渡人は自身で農業するのが難しくなってきたため、隣接地を耕作する譲受人に売買の話を持ちかけ、本申請となりました。

 譲受人は、大津町で水稻と甘藷を30年以上栽培している農家です。

 申請地は保全管理地となっておりますが、取得後は隣接する農地と一体的に甘藷を栽培する計画です。

ご審議、よろしく申し上げます。

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号２番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

＜異議なし＞

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号 3 番については、〇〇委員が関わる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第 19 条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、〇〇委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

【〇〇委員 一時退席】

それでは、申請番号３番について、この案件を担当してくれた委員さんから、ご意見をお願いします。

2番。譲受人は大麻町で水稻と果樹を栽培する認定農業者です。
譲渡人は県外に住んでおり、農地を処分したいと考えていたところ、申請地の隣接地を耕作している譲受人との話がまとまり本申請にいたしました。
申請地はこれまでも水稻が栽培されており、取得後も引き続き水稻を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

＜異議なし＞

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

本案件の審議が終了しましたので、〇〇委員の入室をお願いします。

【〇〇委員 着席】

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第２号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

＜ ２． 報告事項 １９件＞	
① 農地法第３条の３第１項の規定による届出について	７件
② 農地法第１８条第６項の規定による通知について	
（農業経営基盤強化促進法）	５件

③ 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (農地中間管理事業)	2 件
④ 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (賃貸借解約)	1 件
⑤ 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (残存小作地の合意解約)	1 件
⑥ 使用貸借解約について	1 件
⑦ 農地改良届について	1 件
⑧ 非農地証明願について	1 件

林副会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
 無いようでございますので、『議案第 2 号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
 以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございませんか。事務局はありませんか。

事務局次長 事務局も特にありません。

林副会長 他にございませんか。
 それでは、これをもって令和 8 年 2 月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 20 分
 令和 8 年 2 月 26 日

副 会 長 林 博子

議事録署名者 竹村 昇

議事録署名者 中井 弘